

(仮称)岡崎市西部学校給食センター整備事業

## 募集要項

令和3年10月22日

令和4年1月17日修正

岡崎市教育委員会

# 目 次

<b>第 1 事業概要</b> .....	<b>4</b>
1 事業名称 .....	4
2 公共施設の管理者 .....	4
3 本事業の目的 .....	4
4 本事業の基本コンセプト .....	4
5 事業の内容 .....	5
<b>第 2 応募事業者に関する条件</b> .....	<b>7</b>
1 応募事業者の構成 .....	7
2 応募事業者の備えるべき参加資格要件 .....	8
<b>第 3 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>12</b>
1 募集及び選定方法 .....	12
2 審査及び優先交渉権者選定の手順 .....	12
3 募集及び選定スケジュール .....	13
<b>第 4 応募に関する事項</b> .....	<b>14</b>
1 応募参加手続き .....	14
2 応募に関する留意事項 .....	17
3 市の支払総額の上限価格 .....	18
<b>第 5 優先交渉権者の決定</b> .....	<b>19</b>
1 優先交渉権者の決定 .....	19
2 審査結果の通知 .....	19
3 審査結果等の公表 .....	19
<b>第 6 提案に関する条件</b> .....	<b>20</b>
1 立地条件等 .....	20
2 事業者が行う業務 .....	20
3 業務の委託 .....	20
4 事業者の収入 .....	21
5 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視 .....	21
6 保険 .....	21
7 市と事業者の責任分担 .....	21
8 財務書類の提出 .....	21
<b>第 7 契約に関する事項</b> .....	<b>22</b>
1 契約手続き .....	22
2 事業契約の概要 .....	22
3 契約金額 .....	22
4 契約の保証 .....	22
5 SPCの設立 .....	22

6	事業者の事業契約上の地位 .....	22
7	融資金融機関との協議 .....	23
8	契約金額の内訳の公表 .....	23
<b>第8</b>	<b>応募書類.....</b>	<b>24</b>
1	参加資格審査書類 .....	24
2	その他関係書類 .....	24
3	提案審査書類 .....	24
<b>第9</b>	<b>その他.....</b>	<b>27</b>
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	27
2	事業の継続が困難となった場合における措置.....	27
3	情報公開及び情報提供 .....	28
4	募集要項等に関する問い合わせ先.....	28

様式－1 募集要項等に関する質問書

様式－2 参考資料提供依頼書

様式－3 対面対話に関する質問書

この募集要項は、岡崎市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

応募者は、募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、募集に参加するものとする。

## 第1 事業概要

### 1 事業名称

（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業

### 2 公共施設の管理者

岡崎市長 中根 康浩

### 3 本事業の目的

市では、現西部学校給食センターの老朽化が進み、さらに「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式の導入や作業区域の区分等に対応するため、新たな学校給食施設の早急な整備が求められているところである。

整備に当たっては、施設・設備の老朽化、衛生管理のさらなる向上や献立の充実、食物アレルギー対応食の提供などの課題を一体的に解決するため、新しい学校給食センターの移転建替えをし、学校給食の質の向上と給食提供環境の抜本的な改善を図ることとしている。

なお、本施設の整備方法は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、民間と行政のパートナーシップのもとで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、PFI法に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者委ねることとする。

施設整備では、食の安全管理や衛生管理に特に留意し、効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設とし、長期に亘って安全でおいしい給食を提供するとともに、良好な施設の維持管理等、給食の質の確保と整備運営コストの縮減を図ることとする。

## 4 本事業の基本コンセプト

### (1) 学校給食における基本コンセプト

#### ア 食事内容の充実 ～児童生徒の実態をふまえた適切な栄養摂取や地場産物を取り入れた学校給食の提供～

- ・学校給食実施基準(学校給食法第8条)及び、本市の小中学生に実施した「児童生徒の食生活実態調査」(平成30年11月)の結果を踏まえ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、各栄養素をバランス良く適切に摂取できる給食を提供し、健康の保持増進や食に関する指導につなげていきます。
- ・地場産物（岡崎市産、愛知県産）等を活用し、素材を生かした手作り献立を増やします。
- ・地場産物を積極的に使用し、多様な食材を適切に組み合わせ、食に関する指導や食

事内容の充実を図ります。

- ・保温・保冷食缶を採用し、温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいままによる適温給食を提供します。

#### イ 衛生管理の徹底と効率的な施設運営 ～HACCAPの概念を採り入れた基準に基づく衛生管理の徹底～

- ・ HACCAPの考え方に基づいた学校給食衛生管理基準（学校給食法第9条）による衛生管理を行います。
- ・ 調理場は温度25℃、湿度80%以下に保つように適切な換気と空調管理をします。
- ・ 検収責任者が学校給食衛生管理基準に基づいた確実な検収を行います。
- ・ 食品は適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるようにします。

#### ウ 食物アレルギー対応食の提供 ～食物アレルギー疾患を有する児童生徒に対する給食の提供～

- ・ アレルゲン混入などを防止するため、食物アレルギー専用食缶や食物アレルギー対応食専用の調理室を整備し、安全性の高い給食を提供します。
- ・ 市内で統一した食物アレルギー対応を実施するために、卵及び乳の除去食の提供を行います。
- ・ 卵及び乳以外に対応品目を増やし、既存学校給食センターへのアレルギー対応食の提供も目指します。

#### エ 食の情報発信 ～食の情報発信機能を活用した食育の推進～

- ・ 学校給食センターを食育の拠点施設の1つと位置づけ、子どもは基より、保護者や地域の方も活用できるように、研修会、試食会、調理場見学などを実施し、食育の推進に寄与していきます。

#### オ 災害対応 ～自然災害等に対応する機能の整備～

- ・ 水害を想定し、2階以上を避難施設として利用できるように整備します（風水害時は屋内、地震時は屋外を想定）。
- ・ 大規模災害発生時に、簡易な食事（おにぎり、味噌汁等）を提供します。

## 5 事業の内容

### (1) 施設概要

本事業で整備する西部学校給食センター（以下「給食センター」という。）の概要は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

- ・ 事業用地：岡崎市筒針町字池田87-1 他16筆
- ・ 敷地面積：約9,687㎡(予定)
- ・ 供給能力：約8,000食/日程度（食物アレルギー対応食を含む。）

### (2) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理業務を行う方式（BTM:Build-Transfer-Maintenance）により実施する。なお、運営業務は、公営財団法人岡崎市学校給食協会（以下、給食協会という。）へ

別途委託とする。

**(3) 事業期間**

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和21年7月末日までとする。

**(4) 業務の範囲**

事業者が行う業務は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

**ア 施設整備業務**

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 運営備品等調達業務
- (カ) 近隣対応・対策業務

**イ 開業準備業務**

**ウ 維持管理業務**

- (ア) 建物維持管理業務
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 調理設備維持管理業務
- (エ) 外構等維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務
- (キ) 長期修繕計画策定業務

**(5) 事業スケジュール（予定）**

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| ○事業契約の締結 | 令和4年6月             |
| ○事業期間    | 事業契約締結日～令和21年7月末日  |
| ・設計、建設期間 | 事業契約締結日～令和6年6月末日   |
| ・開業準備期間  | 令和6年7月～令和6年8月下旬    |
| ・供用開始日   | 令和6年8月下旬           |
| ・維持管理期間  | 令和6年8月下旬～令和21年7月末日 |

## 第2 応募事業者に関する条件

### 1 応募事業者の構成

#### (1) 応募事業者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。

応募者のうち、特別目的会社（以下、SPCという）の設立を提案する事業者においては、SPCに出資を予定しており、SPCから直接、受託または請け負うことを予定する法人を、SPCの設立を提案しない事業者においては、応募者のうち、全ての法人を「構成員」という。また、SPCの設立を提案する事業者のうち、SPCに出資をせず、SPCから直接、業務を受託または請け負う法人を「協力企業」とする。なお、SPCの設立を提案しない事業者においては、協力企業はないものとする。

応募者が本事業に参加する場合には、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加資格確認の申請及び参加手続を行うこと。SPCを設置する場合、代表企業は、構成員のうち最も高い出資比率を有する者とする。

#### (2) 構成員等の明示等

参加資格確認書類の提出時に、応募グループを構成する各企業は、代表企業、構成員、協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

#### (3) 構成員等による複数業務の実施

応募者の構成員又は協力企業が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関係のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下2(1)キ及びクにおいても同じ。）。

#### (4) 構成員等による複数応募の禁止

応募者の構成員又は協力企業は、他の応募グループの構成員及び協力企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## 2 応募事業者の備えるべき参加資格要件

### (1) 共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- イ 参加資格確認基準日から基本協定締結日（優先交渉権者の選定がなかったときは、この募集の終了を宣言した日）までの間に、市の指名停止処分を受けている者でないこと。
- ウ 市町村税を滞納していない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- キ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関係のある者ではないこと。
  - ・株式会社日建設計総合研究所  
（所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号）
  - ・日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社  
（所在地：東京都文京区後楽一丁目4番27号）
  - ・関西法律特許事務所  
（所在地：大阪府中央区北浜二丁目5番23号）
  - ・株式会社みやこ不動産鑑定所



(所在地：大阪市北区西天満四丁目4番12号600号室)

ク 実施方針の第3の2(2)で示す選定審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関係のある者ではないこと。

ケ 参加資格確認基準日から基本協定締結日までの期間において、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者ではないこと。

## (2) 個別の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

### ア 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

(ア) 「岡崎市競争入札参加資格者名簿（種別：設計コンサルタント）」の申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(ウ) 平成23年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める共同調理場をいう。）の設計実績（実施設計）を有すること。

(エ) 平成23年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

### イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

(ア) 「岡崎市競争入札参加資格者名簿（種別：設計コンサルタント）」の申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であること。

(イ) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(ウ) 平成23年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める共同調理場をいう。）の工事監理実績を有すること。

(エ) 平成23年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有すること。

## ウ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す(ア)、(イ)及び(ウ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(エ)及び(オ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

- (ア) 「岡崎市競争入札参加資格者名簿（種別：建設工事）」に登録されている者であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建設一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (ウ) 岡崎市入札参加資格者名簿に登録された建築工事（業種：建築）の有資格者のうち、市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内業者）は、岡崎市総合評定値1200点以上であること。それ以外の者は、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（経営事項審査総合評定値）1400点以上であること。ただし複数で参加する場合は、主たる建築企業以外の企業の総合評定値が900点以上であること。
- (エ) 平成23年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。）の施工実績を有すること。
- (オ) 平成23年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の施工実績を有すること。

## (3) 参加資格の審査

第4の1(3)を参照すること。

## (4) 構成員及び協力企業の変更

### ア 構成員及び協力企業の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員及び協力企業の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者選定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員及び協力企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員及び協力企業の変更」という。）は、原則として認めない。

### イ 構成員及び協力企業の変更に係る特例

応募者の構成員及び協力企業が参加資格確認基準日から基本協定締結日までの間に、構成員及び協力企業の変更を希望する場合や、応募者の構成員及び協力企業の一部又は全部が上記(1)、(2)の参加資格要件を満たさなくなった場合（以下、「参加資格の喪失」という。）、当該応募者は速やかに市に申し出なければならない。

#### (ア) 構成員及び協力企業の変更に係る取り扱い

参加資格確認基準日以降の応募者の構成員及び協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、市は下記(5)の特例を適用する場合がある。

#### (イ) 参加資格の喪失に係る取り扱い

参加資格確認基準日以降、応募者が参加資格の喪失をしたときは、原則として失格

とする。ただし、応募者が参加資格を喪失した構成員及び協力企業の変更について申請した場合、市は下記(5)の特例を適用する場合がある。

#### (5) 構成員及び協力企業の変更に係る特例

##### ア 参加資格確認基準日から提案書類提出日の前日まで

- (ア) 市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員及び協力企業の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の構成員及び協力企業の参加資格を確認した上で、提案書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成員、協力企業で設計業務、建設業務、工事監理の業務を行う者は、「第2の2(2) 個別の参加資格要件」のうち、「ア(ア)」、又は「イ(ア)」、又は「ウ(ア)」の要件を既に満たしている者でなければならず、かつ、代表企業の変更は例外なく認めない。
- (イ) 前号の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

##### イ 提案書類提出日から基本協定締結日まで

- (ア) 市は、提案書類提出日以降に応募者の構成員及び協力企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で応募者が構成員及び協力企業の変更（参加資格を喪失した構成員及び協力企業の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員及び協力企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、基本協定締結日までにこれを承認することがある。
- (イ) 前号の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、提案価格に加え、施設や設備の性能、維持管理における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

#### 2 審査及び優先交渉権者選定の手順

審査及び優先交渉権者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、審査基準書において示す。

##### (1) 審査の手順

- ア 審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- イ 参加資格審査は、応募者の参加資格について、市が本募集要項に示す参加資格要件に基づき行う。
- ウ 提案審査は、参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、審査基準書に従い、市が提案価格の確認及び基礎審査を行う。
- エ 基礎審査を通過した応募者からの提案内容について性能審査及び価格審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、応募者が1グループの場合でも、上記の審査を通過した場合は最優秀提案者として選定する。

##### (2) 事業者選定審査委員会の設置（令和3年4月20日設置）

市は、以下の学識経験者等で構成する「岡崎市西部学校給食センター整備事業者選定審査委員会」を設置した。選定審査委員会では、応募者の提案内容を評価し、最優秀提案者を選定する。

委員長	堀越 哲美	愛知産業大学 学長
委員	金田 雅代	女子栄養大学 名誉教授
〃	岡田 京子	岡崎市教育委員
〃	加藤 秀行	株式会社日本政策投資銀行 東海支店次長

##### (3) 優先交渉権者の決定

市は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。なお、優先交渉権者との契約が不調となった場合、市は次点者と契約協議を行う。

### 3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
令和3年10月22日	募集要項等の公表
令和3年10月29日	第1回対面対話の質問受付締切
令和3年11月8日	第1回対面対話の実施
令和3年11月15日	第1回対面対話結果の公表
令和3年11月19日	募集要項等に関する質問受付締切
令和3年12月10日	募集要項等に関する質問に対する回答
令和3年12月17日	参加資格審査書類の受付締切
令和3年12月17日	第2回対面対話の質問受付締切
令和4年1月7日	参加資格審査結果の通知
令和4年1月11日	第2回対面対話の実施
令和4年1月14日	第2回対面対話結果の公表
令和4年2月7日	提案審査書類の受付締切
令和4年3月中旬	提案に関するヒアリングの実施
令和4年3月下旬	優先交渉権者の決定・公表
令和4年4月下旬	基本協定締結
令和4年5月下旬	仮契約の締結
令和4年6月下旬	事業契約の締結

## 第4 応募に関する事項

### 1 応募参加手続き

#### (1) 参考資料の貸与

市は、本給食センターの配送対象校となる配膳室関連図面の貸与を予定している。貸与を希望する事業者は、(4)アの期限までに参考資料提供依頼書（様式-2）を電子メールにて提出すること。市が貸与する参考資料は一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。なお、市は当該資料を電子データにて貸与することを予定している。

#### (2) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

##### ア 受付期限

令和3年11月19日（金）

##### イ 提出先

岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 給食施策係  
(E-mail : kyushoku@city.okazaki.lg.jp)

##### ウ 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式-1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

#### (3) 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答を令和3年12月10日（金）までに市ホームページにおいて公表する。

#### (4) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本事業への参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下、「参加表明書等」という。）を以下のとおり提出しなければならない。

##### ア 受付期限

令和3年12月17日（金）午後5時15分まで

##### イ 提出先

岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 給食施策係

##### ウ 提出方法

持参により提出すること（平日のみ）。

#### (5) 参加資格確認結果の通知

市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合、以下に示す

参加資格確認基準日までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

**ア 参加資格確認基準日**

令和4年1月7日（金）

**イ 確認結果の通知**

参加資格確認の結果は、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

**ウ 参加資格の取り消し**

参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

**(6) 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付**

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により市に説明を求めることができる。

**ア 受付期間**

参加資格確認結果の通知から7日以内

**イ 提出先**

岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 給食施策係

**ウ 提出方法**

持参により提出すること（平日のみ）。

**(7) 参加資格がないと認めた理由の回答**

参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付後、7日以内に行う。

**(8) 対面対話の実施**

本事業に関する対面対話を給食協会同席の上開催する。応募者は、対面対話での質問を事前に提出すること。なお、受付期限までに質問の提出がない応募者との対面対話は実施しない。

**ア 質問受付期限**

- ・第1回：令和3年10月29日（金）
- ・第2回：令和3年12月17日（金）

**イ 対面対話実施日**

実施日は以下のとおりとし、具体的な時間等については、質問提出があった応募者に個別に通知する。

- ・第1回：令和3年11月8日（月）

- ・第2回：令和4年1月11日（火）

**ウ 提出先**

岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 給食施策係  
(E-mail : kyushoku@city.okazaki.lg.jp)

**エ 提出方法**

対面対話に関する質問書（様式－3）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

**(9) 対面対話に関する結果の公表**

各応募者との対話結果については、原則として公表するものとし、各回の結果を以下の日程で市ホームページにおいて公表する。

- ・第1回：令和3年11月15日（月）
- ・第2回：令和4年1月14日（金）

**(10) 応募を辞退する場合**

参加資格の確認を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、応募書類提出期限までに、応募辞退届（様式2－1）を岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 給食施策係に提出すること。

なお、応募を辞退した場合に、今後の市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

**(11) 提案書の受付**

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要と判断した場合は、応募者に対して個別に確認を行うこともある。

**ア 受付期限**

令和4年2月7日（月）午後5時15分まで

**イ 提出書類**

提案書等の作成方法は、様式集に従うこと。

**ウ 提出先**

岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 給食施策係

**(12) 提案に関するヒアリング等**

提案書の内容の確認のために、応募者に対するヒアリングを実施する。具体的な日時及び実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

**(13) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定並びに公表**

提案書について選定審査委員会で総合的に評価を行い、市は、優先交渉権者及び次点交



渉権者を選定し、応募者に通知するとともに公表する。

**(14) 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結**

市は、選定した優先交渉権者と契約内容の詳細について協議し、事業契約に関する議会の議決を経た後、事業契約を締結する。協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

**(15) 提案書の返却**

提出した提案書類の返却は行わない。

**2 応募に関する留意事項**

**(1) 募集要項等の承諾**

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

**(2) 費用負担**

提案に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

**(3) 著作権**

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、市が岡崎市情報公開条例に基づき提案内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、提案書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

**(4) 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

**(5) 市からの提示資料の取扱い**

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

**(6) 応募グループの複数提案の禁止**

応募グループは、1つの提案しか行うことができない。

**(7) 応募書類の変更禁止**

応募書類の変更、差替え、再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

**(8) 使用する言語、通貨単位及び時刻**

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

**(9) 応募無効に関する事項**

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ア 参加資格要件の無い応募者が行った応募
- イ 「参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った応募
- ウ 応募者の記名及び押印を欠く応募、又は応募事項を明示しない応募
- エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- オ 誤字、又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- カ 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募
- キ その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

**(10) 提案価格及び提案価格の算定方法等について**

事業契約書（案）に示す市が支払うサービス購入料の合計金額を提案価格とすること。  
なお、サービス購入料の算定に用いる割賦手数料は、次の基準金利に応募者の選定するスプレッドを加えたものとする。なお、事業期間中の金利変動は見込まないこと。

提案用基準金利	基準金利は、Refinitiv（登録商標）より提供されている令和4年1月7日の午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの（円／円）金利スワップレートとする。 ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。 なお、TONA TSRの提供が初動期であるため、上記規定において使用する用語が今後変更されることも想定される。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとするが、変わる場合は協議の上、市が取り扱いを決定する。
---------	--

**(11) その他**

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

**3 市の支払総額の上限価格**

3,957,157,000円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含まない。）  
なお、市の算定根拠は公表しない。

## 第5 優先交渉権者の決定

### 1 優先交渉権者の決定

- (1) 審査は、審査基準書に従い参加資格確認及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は審査基準書に示す。
- (2) 提案審査のうち性能審査及び価格審査については、選定審査委員会において比較検討を行い、最優秀提案を選定する。
- (3) 市は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### 2 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

### 3 審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市ホームページにおいて公表する。

## 第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 立地条件等

事業用地	岡崎市筒針町字池田87-1 他16筆
敷地面積	敷地面積約9,687㎡（予定）
用途地域等	市街化調整区域
建蔽率	60%
容積率	200%
供給能力	約8,000食/日（食物アレルギー対応食120食程度を含む。） ※配送校数は、供用開始時点で小学校8校、中学校3校とする。

献立方式等	<p><b>ア 複数献立制</b></p> <p>(ア) 日々、主食・主菜・副菜・汁物・果物かデザート等を組み合わせた献立作成とする。</p> <p>(イ) 各グループの献立は実施日をずらし、揚げ物機、スチームコンベクションオープン等を稼働させた調理を行い、グループごとに提供する。</p> <p>(ウ) 地場産物を活用推進する献立作成をする。</p> <p><b>イ 衛生管理</b></p> <p>(ア) 安全な給食を提供するため、HACCPの考え方に基づいた衛生管理の徹底を図る。</p> <p>(イ) 調理後2時間以内に喫食できるよう、適正な調理能力を持った調理機器を導入する。</p> <p><b>ウ 食物アレルギー対応</b></p> <p>(ア) 卵、乳の食物アレルギー疾患等を持つ児童生徒には、アレルギー対応調理室で調理した対応食を提供する。</p> <p>(イ) センター稼働後、市は、食物アレルギー疾患等を有する児童生徒数の推移を鑑みながら、給食の提供内容（除去食品目の追加や代替食の対応等）について検討する。</p> <p>(ウ) 将来的に、除去品目は、特定原材料7品目の除去に拡大することを予定している（ただし、そば・落花生は使用しない）。</p> <p><b>エ 地場産物を活用した手作り給食の実施</b></p> <p>(ア) 児童生徒が地域の食や食文化等について理解を深められるよう地場産物を積極的に活用し、素材を生かした岡崎の味を創出する。</p> <p>(イ) 多種類の食材が使用できるよう、納入方法等に配慮し、荷受室、野菜前処理室、下処理室を整備する。</p>
-------	--

### 2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、第1の5(4) 業務の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

### 3 業務の委託

事業者は、応募書類に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け

負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、応募書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

#### 4 事業者の収入

市は、事業者に対し、給食センター施設整備に係る対価、開業準備に係る対価、維持管理に係る対価として、サービス購入費を支払う。支払方法、支払時期については、事業契約書（案）を参照すること。

#### 5 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス購入費を減額する。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

#### 6 保険

事業契約書（案）を参照すること。

#### 7 市と事業者の責任分担

##### (1) 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、提案者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

#### 8 財務書類の提出

事業者は、SPCを設立する場合、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

## 第7 契約に関する事項

### 1 契約手続き

- (1) 優先交渉権者と市は、契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、基本協定書に基づき事業契約手続きを行う。
- (2) 優先交渉権者は市と仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が令和4年岡崎市議会 **6月定例会**の議決を経た場合に本契約となる。

### 2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

### 3 契約金額

契約金額は、提案価格に消費税相当額を加えた金額とする。

### 4 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

### 5 SPCの設立

事業者の提案よりSPCを設立する場合は、以下の取り扱いとする。

- (1) SPCは、岡崎市内に設立するものとする。
- (2) SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 応募グループの構成員は、事業者に対して必ず出資するものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとし、構成員全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えることとすること。  
また、すべての構成員は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。
- (4) 構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

### 6 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

## 7 融資金融機関との協議

SPCの設立を提案する事業者の資金調達計画内容によっては、PFI事業の継続性をできる限り確保する目的に、本市は、SPCに対し融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

## 8 契約金額の内訳の公表

市は、優先交渉権者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、提案価格内訳書（様式A-3-2）に示された項目及び金額とする。

## 第8 応募書類

応募者が市に提出する参加資格審査書類は以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

### 1 参加資格審査書類

様式	
1	参加表明書（様式1-1）
2	参加資格確認申請書（様式1-2）
3	設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-3）
4	建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-4）
5	工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-5）
6	応募事業者構成表及び役割分担表（様式1-6）
7	委任状（構成員→代表企業）（様式1-7）
8	委任状（代表企業用）（様式1-8）
9	会社概要書
10	決算報告書
11	商業登記簿謄本
12	消費税及び地方消費税の納税証明書
13	岡崎市税の納税証明書

### 2 その他関係書類

様式	
1	応募辞退届（様式2-1）
2	構成員等変更承諾願（様式2-2）
3	審査結果などに関する理由説明の要求書（様式2-3）

### 3 提案審査書類

様式	
提案に関する 提出書類	提案審査書類提出書（様式A-1）
	参加者構成表（様式A-2）
	提案価格書（様式A-3-1）
	提案価格内訳書（様式A-3-2）
	要求水準に関する確認書（様式A-4）



提案書Ⅰ (事業計画提案書)	資金計画 (様式B-1)
	マネジメント及びガバナンス体制に関する提案 (様式B-2)
	他事業者との連携に関する提案 (様式B-3)
	サービス水準向上に関する提案 (様式B-4)
	事業実績に関する提案 (様式B-5)
	リスク管理の考え方 (様式B-6)
	地域社会、地域経済への貢献に関する提案 (様式B-7)
提案書Ⅱ (施設整備提案書)	全体計画の概要に関する提案 (様式C-1)
	施設計画の概要 (様式C-2)
	安全性・防災性に関する提案 (様式C-3)
	給食エリアのゾーニング及び配置計画に関する提案 (様式C-4)
	全体動線計画に関する提案 (様式C-5)
	各室の環境衛生・快適性に関する提案 (様式C-6)
	ユニバーサルデザインへの配慮に関する提案 (様式C-7)
	調理設備機器の性能に関する提案 (様式C-8)
	経済性に関する提案 (様式C-9)
	環境性に関する提案 (様式C-10)
	施工計画に関する提案 (様式C-11)
	施設整備に関する体制及びモニタリングに関する提案 (様式C-12)
提案書Ⅲ (開業準備提案書)	開業準備計画 (様式D-1)
提案書Ⅳ (維持管理提案書)	維持管理業務体制に関する提案 (様式E-1)
	維持管理業務内容に関する提案 (様式E-2)
	長期修繕計画に関する提案 (様式E-3)
提案書Ⅴ (災害対応提案書)	災害時の機能維持に関する提案 (様式F-1)
	災害時の維持管理業務体制に関する提案 (様式F-2)
提案書Ⅵ (その他提案書)	その他の独自提案 (様式G-1)
提案書Ⅶ	面積表 (様式H-1)
	仕上表 (外部及び内部) (様式H-2)
	配置計画図 (縮尺1/500) (様式H-3)
	平面図 (各階) (縮尺1/300) (様式H-4)
	立面図 (2面以上) (縮尺1/300) (様式H-5)
	断面図 (2面以上) (縮尺1/300) (様式H-6)
	イメージスケッチ (外観及び内観) (様式H-7)

	構造計画概要（様式H-8）
	建築設備計画概要（機械・電気）（様式H-9）
	調理設備計画概要（様式H-10）
	備品リスト（様式H-11）
	調理作業工程表・作業動線図（様式H-12）
提案書Ⅷ （事業収支等提案書）	収支計画の前提（様式I-1）
	資金調達計画書（様式I-2）
	市の支払う対価（年度別）（様式I-3-1）
	市の支払う対価（四半期別）（様式I-3-2）
	資金収支計画表（様式I-4）
	損益計算書・消費税等計算書（様式I-5）
提案書Ⅸ （提案価格等提案書）	初期投資費見積書（様式J-1）
	維持管理費見積書（年次計画表）（様式J-2）
	維持管理費見積書（内訳表）（様式J-3）
	修繕・更新年次計画表及びリスク分担の考え方（様式J-4）
	修繕・更新費見積書（内訳表）（様式J-5）
	開業準備費見積書（様式J-6）
提案書Ⅹ （事業スケジュール）	事業スケジュール（様式K-1）

## 第9 その他

### 1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、応募者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

### 2 事業の継続が困難となった場合における措置

#### (1) 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、構成員の倒産リスクに配慮した実施体制とする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

#### (2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は以下のとおりとする。

#### ア 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (イ) 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (ウ) 上記(ア)、(イ)のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

#### イ 市の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 上記(ア)の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

#### ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (ア) 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

- (イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (ウ) 上記(イ)の規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、事業契約書（案）において示す。

#### エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

### 3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

### 4 募集要項等に関する問い合わせ先

場 所	岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 給食施策係
住 所	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
電 話	0564-23-6863
E-mail	kyushoku@city.okazaki.lg.jp
岡崎市ホームページアドレス	<a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1575/1659/p029461.html">https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1575/1659/p029461.html</a>